

2014年5月27日発効

特例措置

- 1) 日本肥満学会認定肥満症指導医（以下指導医）が不在のため、日本肥満学会認定肥満症専門病院（以下肥満症専門病院）の認定を得られず、肥満症専門病院がない県が現時点でも少なからず存在する。

肥満症患者が、適切な肥満症の診療を日本全国であまねく享受できるようにするため、肥満症専門病院が当該の県に3病院以下の場合、肥満症専門病院の認定申請を条件に、下記に定める条件を満たす医師を特例指導医に認定する。

- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- (2) 申請時において連続5年あるいは通算7年以上本学会の会員であること。
- (3) 肥満症に関する臨床業績を有すること。
- (4) 肥満症の診療及び教育に十分な経験があること。
- (5) 認定肥満症専門病院認定規則第5条（認定条件）の第2項以外を満たす病院の常勤医師であること。

- 2) この特例措置で認める特例指導医の認定機関は5年間とする。この期間中に肥満症専門医資格を取得し、指導医の認定を得た常勤医師が在籍することにより、肥満症専門病院の認定を継続できる。